

秋田市告示第218号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年8月26日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション シェアハート	秋田市土崎港中央五丁目1番13号 コーポけやき	令和3年8月1日
訪問看護事業所あらや	秋田市新屋沖田町9番21-101号	令和4年4月1日
ヒロコージ調剤薬局	秋田市千秋久保田町3番15号	令和4年6月27日

2 変更

事業所名称	所在地	変更年月日
旧 医療法人Carus中込 内科循環器科クリ ニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目8番55 号	令和4年7月1日
新 医療法人Carus仁井 田ゆいクリニック		

3 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
ヒロコージ薬局	秋田市千秋久保田町3番18号	令和4年6月26日